

緊急関税等に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

改 正 案

現 行

緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）

緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）

第一条（省略）

第一条 同上

（調査の開始の告示）

（調査の開始の告示）

第二条 財務大臣は、法第九条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の調査（以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

第二条 財務大臣は、法第九条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の調査（以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一～四（省略）

一～四 同上

五 第四条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第五条第一項の規定による意見の表明、第六条第一項前段の規定による情報の提供並びに第七条第一項の規定による証拠等、意見及び情報等の閲覧についてのそれぞれの期限  
 六 第八条第一項の規定による証拠の提出及び証言、同条第三項の規定による意見の表明並びに同条第四項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限  
 七 その他参考となるべき事項

五 第四条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、第五条第一項の規定による証拠等の閲覧、第六条第一項の規定による意見の表明並びに第七条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限  
 六 その他参考となるべき事項

第三条及び第四条（省略）

第三条及び第四条 同上

（証拠等の閲覧）

第五条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第二条の規定により告示された同条第五号に掲げる期限まで、前条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められ

(意見の表明)

第五条 調査が開始された場合において、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者若しくは販売者若しくはその団体(以下「産業上の使用者等」という。)(又は当該貨物の主要な消費者の団体(以下「主要な消費者の団体」という。))

(は、第二条の規定により告示された同条第五号に掲げる期限までに、当該調査に関し、財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に対し、当該調査に関し、書面による意見の表明を求めることができる。

(産業上の使用者等及び消費者団体の情報提供)

第六条 調査が開始された場合において、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体は、第二条の規定により告示された同条第五号に掲げる期限までに、当該調査の対象となっている事項に関する情報を財務大臣に対し書面により提供することができる。この場合において、情報を提供しようとする者は、当該情報を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

る証拠及び証言を録取した書面並びに利害関係者により秘密の情報として提供された証拠及び秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。(又は前条第四項、第五項若しくは第七項後段の規定により提出された書面(次項において「証拠等」という。))を利害関係者に対して閲覧させなければならない。

2 前項の規定により証拠等の閲覧をしようとする者は、閲覧をしようとする証拠等の標目及び利害関係者に該当する事情を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

(意見の表明)

第六条 調査が開始された場合において、利害関係者、当該調査に係る貨物の産業上の使用者若しくは販売者若しくはその団体(以下この条及び次条において「産業上の使用者等」という。)(又は当該貨物の主要な消費者の団体は、第二条の規定により告示された同条第五号に掲げる期限までに、当該調査に関し、財務大臣に対し、書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者、産業上の使用者等又は当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体に対し、当該調査に関し、書面による意見の表明を求めることができる。

(産業上の使用者等及び消費者団体の情報提供)

第七条 調査が開始された場合において、産業上の使用者等又は当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体は、第二条の規定により告示された同条第五号に掲げる期限までに、当該調査の対象となっている事項に関する情報を財務大臣に対し書面により提供することができる。ただし、主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、当該貨物が小売に供されている場合に限る。

2 前項前段の規定により主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、当該調査に係る貨物が小売に供されている場合に限るものとする。

3 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に対し、当該調査の対象となっている事項に関する情報を書面により提供することを求めることができる。この場合において、情報を提供しよつとする者は、当該情報を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

4 第四条第四項から第八項までの規定は、第一項前段又は前項前段の規定により提供された情報について準用する。

(証拠等、意見及び情報等の閲覧)

第七条 調査が開始された場合において、財務大臣は、第二条の規定により告示された同条第五号に掲げる期限まで、第四条第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠若しくはこれらの規定によりされた証言を録取した書面若しくはその他の証拠(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる証拠及び証言を録取した書面並びに利害関係者により秘密の情報として提供された証拠及び秘密の情報としてされた証言を録取した書面を除く。)(又は同条第四項、第五項若しくは第七項後段(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)(の規定により提出された書面(以下この条及び次条において「証拠等」という。)(、第五条第一項又は第二項の規定により表明された意見(以下この条及び次条において単に「意見」という。)(及び前条第一項前段若しくは第三項前段の規定により提供された情報(その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる情報及び産業上の使用者等又は主要な消費者の団体により秘密として取り扱うことを求められた情報を除く。)(又は同条第四項において準用する第四条第四項、第五項若しくは第七項後段の規定により提出された書面(以下この条及び次条において「情報等」という。)(を利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に対して閲覧させなければならない。ただし、主

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、産業上の使用者等又は当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体に対し、当該調査の対象となっている事項に関する情報を書面により提供することを求めることができる。

要な消費者の団体が証拠等、意見又は情報等を閲覧することができるのは、当該調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

- 2 前項の規定により証拠等、意見又は情報等の閲覧をしようとする者は、閲覧をしようとする証拠等、意見又は情報等の標目及び利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に該当する事情を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

(閲覧の対象とされた証拠等、意見及び情報等に関する証拠の提出等、意見の表明及び情報提供)

- 2 財務大臣は、利害関係者から前項の規定による証言の求めがあつた場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該利害関係者に対し書面により通知しなければならない。

- 3 利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体は、第二条の規定により告示された同条第六号に掲げる期限までに、前条第一項の規定により閲覧の対象とされた証拠等、意見又は情報等に関する書面により意見を表明することができる。ただし、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

- 4 産業上の使用者等又は主要な消費者の団体は、第一条の規定により告示された同条第六号に掲げる期限までに、前条第一項の規定により閲覧の対象とされた証拠等、意見又は情報等に関する書面により情報を提供することができる。ただし、主要な消費者の団体が情報を提供することができるのは、調査に係る貨物が小売に供されている場合に限る。

(公聴会)

第九条 財務大臣は、第四条第一項前段若しくは第二項前段若しくは前条第一項の規定により提出された証拠若しくはされた証言、第五条第一項若しくは第二項若しくは前条第三項の規定により表明された意見又は第六条第一項前段若しくは第三項前段若しくは前条第四項の規定により提供された情報が十分でないことを認めるときは、調査の期間中、当該調査に関し公聴会を開き、利害関係者の証言若しくは利害関係者、産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体の意見を聴き、又は産業上の使用者等若しくは主要な消費者の団体による情報の提供を受けることができる。

(緊急関税を課すること等の告示)

第十条 財務大臣は、法第九条第一項若しくは第八項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第十項の規定により延長すること又は同条第一項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 六 (省略)

2 (省略)

(調査に関する協議等)

第十一条 法第九条第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣(以下この条において「産業所管大臣」という。)は、当該産業に利害関係を有する者の求めがあることその他の事情を勘案して必要があると認めるときは、同項に規定する特定の種類の貨物に係る関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百二条第一項第一号に掲げる事項の統計の数値(その数値に合理的と認められる調整を加えて得た数値を含む。)並びに当該貨物の国内における販売状況及び生産状況を示す数値その他調査を開始するに足りる十分な証拠の有無を判定するために必要な資料を提供した上で、財務大臣及び経済産業大臣に対し調査の開始に係る協議を行う必要がある旨を通知するものとする。

(緊急関税を課すること等の告示)

第八条 財務大臣は、法第九条第一項又は第八項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第十項の規定により延長することその他同条第一項の規定による措置を撤回すること又は緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 六 同上

2 同上

(調査に関する協議等)

第九条 法第九条第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣(以下この条において「産業所管大臣」という。)は、当該産業に利害関係を有する者の求めがあることその他の事情を勘案して必要があると認めるときは、同項に規定する特定の種類の貨物に係る関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百二条第一項第一号に掲げる事項の統計の数値(その数値に合理的と認められる調整を加えて得た数値を含む。)並びに当該貨物の国内における販売状況及び生産状況を示す数値その他調査を開始するに足りる十分な証拠の有無を判定するために必要な資料を提供した上で、財務大臣及び経済産業大臣に対し調査の開始に係る協議を行う必要がある旨を通知するものとする。

2及び3 (省略)

(関税・外国為替等審議会への諮問等)

第十二条 財務大臣は、法第九条第一項、第三項、第四項若しくは第八項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第十項の規定により延長すること又は同条第一項、第三項若しくは第四項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、同条第八項の規定による措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して法第九条第八項の規定による措置がとられた場合においては、速やかに、当該措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならない。

2及び3 同上

(関税・外国為替等審議会への諮問等)

第十条 財務大臣は、法第九条第一項、第三項、第四項又は第八項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第十項の規定により延長することその他同条第一項、第三項又は第四項の規定による措置を撤回すること又は緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、同条第八項の規定による措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して法第九条第八項の規定による措置をとった場合においては、速やかに、当該措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならない。

改正案

関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）

（所掌事務）

第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八條第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条及び報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。

現行

関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）

（所掌事務）

第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八條第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十条及び報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。